

秋田市公告

次のとおり要件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和4年6月17日

秋田市長 穂積 志

1 入札に関する事項

(1) 名 称	市有林の立木公売
(2) 仕様書等	別紙のとおり
(3) 履行場所	秋田市雄和萱ヶ沢字餅搗沢28
(4) 履行期間	本契約日の翌日から令和6年3月31日(日)まで
(5) 入札要件	① 秋田市内に事業所（本店・支店・営業所等）を有すること。 ② 履行期間内に立木の伐採および搬出が可能であること。 ③ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 ④ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑤ 国、県および本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ⑥ 市税に滞納がないこと。 ⑦ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。
(6) 受 付	
日 時	令和4年6月30日(木) 午後2時から午後2時50分まで
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-B
(7) 入 札	
日 時	令和4年6月30日(木) 午後3時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所5階 会議室5-B
予 定 価 格	設定あり
入 札 保 証 金	免除
(8) 仮 契 約 日	令和4年7月4日(月)（予定）

2 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

3 注意事項

(1) 受付について

ア 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「実績調書等」といいます。）を提出してください。

(ア) 業務履行実績調書【様式3】および契約書等の写し

(イ) 完納証明書（市税に未納がない納税証明書で、令和4年5月1日以降に発行されたもの）（写し可）

ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により納税等の猶予を受けている場合は、そのことを確認できる書類（納税証明書、あるいは徴収猶予許可通知書等）（写し可）

(ウ) 登記簿謄本（写し可）※申込日から3ヶ月以内に発行されたもの

(エ) 誓約書【様式4】

イ アの(ア)および(エ)の様式については、秋田市ホームページから入手してください。

(2) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加してください。

イ 当日は、受付の時刻までに遅れずにお越しください。

ウ 入札書には、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を記載してください。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって契約金額とします。

エ 予定価格以上の価格で申し込みをした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。

オ 入札執行回数は、2回を限度とします。

カ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、委任状を入札時に提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

4 売買契約の締結

本物件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により市議会の議決に付すべき物件となるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、市議会で議決後、本契約として効力を生じるものとする。ただし、議会の議決を得られないときは、この契約は解除するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

5 売払代金

契約者は、本契約後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

6 その他

(1) 実績調書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された実績調書等は、返却しません。

(3) 実績調書等の提出に関する問合せ先

秋田市産業振興部産業企画課 総務企画担当

電話 018-888-5722

(4) 仕様書等の内容に関する問合せ先

秋田市産業振興部農地森林整備課 森林整備担当

電話 018-888-5739